

組 対 第 1 9 3 号
平成17年4月12日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

岐阜県警察指定通訳員等運用要綱の制定について（通達）

来日外国人が関係する犯罪捜査等の通訳・翻訳関係業務等に当たる通訳員等の運用については、これまで刑事部刑事総務課国際捜査室において「岐阜県警察指定通訳員等運用要綱の制定について」（平成9年3月18日付け捜一発第250号、教発第109号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、このたびの組織改編により国際捜査室が廃止され、新設の組織犯罪対策課に国際捜査部門として編入されたことに伴い、同要綱の運用を見直し、平成17年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

岐阜県警察指定通訳員等運用要綱

第1 目的

この要綱は、刑事部国際捜査課（以下「国際捜査課」という。）において、通訳員を運用するに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 国際犯罪

外国人に係る犯罪又は国民の国外犯、大公使館に係る犯罪その他の外国に係る犯罪をいう。

(2) 指定通訳員

外国語の通訳・翻訳能力を有する警察職員で、警察本部長が指定した者をいう。

(3) 民間通訳人

岐阜県警察の通訳としての適格性を有し、登録された警察職員以外の者をいう。

(4) 指定通訳員等

指定通訳員及び民間通訳人をいう。

第3 指定通訳員等の運用

1 指定通訳員

(1) 任務

指定通訳員は、国際犯罪捜査活動及びその他の警察活動における通訳・翻訳関係業務のほか、来日外国人に係る犯罪情報等の収集に努めることを任務とする。

(2) 指定

ア 所属長は、所属職員の中から、次のいずれかに該当し、指定通訳員として適任と認められる者を指定通訳員推薦書（別記様式第1号）により、刑事部国際捜査課長（以下「国際捜査課長」という。）を経由して本部長に推薦するものとする。

(ア) 国際警察センター語学研修科を修了した者

(イ) 財団法人日本英語検定協会による実用英語検定2級以上（同相当を含む。）を取得している者

(ウ) 警察庁主催の外国語技能検定中級以上の資格を取得している者

(エ) 岐阜県警察が主催する海外語学研修を修了している者

(オ) その他通訳等が可能と認められる者

イ 本部長は、所属長から推薦のあった者が指定通訳員として適任であると認めたときは、指定通訳員指定書（別記様式第2号）により指定する。

ウ 国際捜査課長は、指定された指定通訳員について、指定通訳員登録カード（別記様式第3号）に登録するとともに、指定通訳員名簿（別記様式第4

号)により、各所属長に通知するものとする。

(3) 指定解除等

ア 所属長は、所属の指定通訳員に国際犯罪捜査又は通訳・翻訳関係業務に従事させることが適当でない事由が生じたときは、その理由を付して指定通訳員指定解除申請書(別記様式第5号)により、国際捜査課長を経由して本部長に申請するものとする。

イ 本部長は、前記の申請に基づき、当該指定通訳員の指定を解除したときは、その旨を当該所属長に通知するものとする。

ウ 国際捜査課長は、前記により指定通訳員の指定解除があったとき、又は指定通訳員の異動があったときは、指定通訳員名簿により各所属長に通知するものとする。

2 民間通訳人

(1) 登録

ア 所属長は、次の要件に該当し、民間通訳人として適任と認める者を民間通訳人推薦書(別記様式第6号)により、国際捜査課長を経由して本部長に推薦するものとする。

(ア) 外国語の通訳について、知識、技能及び経験を有する者

(イ) 警察業務に理解があり、かつ、社会的信望を有する者

イ 国際捜査課長は、民間通訳人推薦書を受理したときは、民間通訳人としての適格性について審査のうえ、本部長に報告するものとする。

ウ 本部長は、所属長から推薦を受けた者が民間通訳人として適任であると認めたときは、民間通訳人登録カード(別記様式第7号)により登録するものとする。

(2) 登録解除

本部長は、所属長から民間通訳人について登録解除の申請があり、登録解除することが適当と認めたときは、これを解除するものとする。

3 指定通訳員等の派遣要請

(1) 所属長は、犯罪捜査等のため指定通訳員等の派遣を必要とするときは、電話等により国際捜査課長を経由して本部長にその派遣を要請するものとする。

(2) 国際捜査課長は、指定通訳員等の派遣要請を受理したときは、適任者を選考し指定通訳員等派遣要請書(別記様式第8号)により本部長に報告するものとする。

(3) 国際捜査課長は、指定通訳員を選考する場合には、派遣要請を行った所属長(以下「派遣要請所属長」という。)及び指定通訳員が所属する所属長(以下「指定通訳員の所属長」という。)と協議するものとする。

4 指定通訳員等の派遣

(1) 本部長は、所属長から指定通訳員等の派遣要請を受理し、派遣が必要であると認めたときは、指定通訳員の所属長に対し、その派遣を命じ、又は国際捜査課長に対して、民間通訳人の派遣要請を行わせるものとする。

(2) 指定通訳員の派遣期間は、国際捜査課長、当該指定通訳員の所属長及び派

遣要請所属長の三者が協議の上でこれを定めるものとする。

- (3) 民間通訳人の派遣期間は、派遣要請時に当該民間通訳人と合意した期間とし、その期間延長については、所属長は、国際捜査課長を経由の上、当該民間通訳人に要請するものとする。

5 活動結果報告

派遣要請所属長は、指定通訳員等の業務が終了したときは、指定通訳員等活動結果報告（通報）書（様式第9号）により、国際捜査課長を経由して速やかに本部長に報告するとともに、派遣された者が指定通訳員であった場合には、併せて当該指定通訳員の所属長に通報するものとする。

6 運用上の留意事項

所属長は、指定通訳員等の運用に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 国際犯罪捜査活動及び通訳・翻訳業務に当たっては、被疑者の取扱い及び日本の刑事手続きの告知、領事機関への通報等が不適切な場合には、外交問題に発展する恐れがあるので、捜査の進展状況を随時把握し、適正な指揮を行うこと。
- (2) 通訳・翻訳業務の実施に当たっては、取調官と指定通訳員又は民間通訳人との事前の打ち合わせを徹底させるなど、取調べ等捜査活動に支障をきたさないよう努めること。
- (3) 民間通訳人の運用に当たっては、秘密保持の徹底及び通訳謝金支払いの算出基準となる実質業務時間の把握に配意するとともに、通訳の状況を踏まえて、通訳人としての適正を欠く等捜査に支障があると認めるときは、速やかに国際捜査課長に通報すること。
- (4) 民間通訳人の運用開始時に当たっては、誓約書（別記様式第10号）を徴すること。

附 則（平成17年4月12日付け組対第193号）

この要綱は、平成17年4月1日から運用する。

附 則（平成24年7月31日付け組対第415号）

この要綱は、平成24年7月31日から運用する。

附 則（平成26年3月28日付け務第292号）

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

附 則（平成29年12月18日付け国捜第265号）

この要綱は、平成29年12月19日から運用する。

※別記様式省略